平成２４年（フ）第２６号
福岡県行橋市東泉３丁目14番３号
債務者　甲斐　勝江
１　決定年月日時　平成24年５月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
栃木県佐野市堀米町3973番地１　サニーヒル朱雀304
債務者　今井　　誠
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月15日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第３８１号
東京都福生市北田園１丁目３番地１
債務者　黒木　　毅
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４０３号
東京都調布市入間町１丁目33番地23成城一番館102
債務者　武田　勝三
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月29日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３０号
愛知県刈谷市元町６丁目92番地
債務者　村田　俊二
１　決定年月日時　平成24年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月18日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続廃止

平成２４年（フ）第４８号
堺市中区深井水池町2835―11―301
破産者　株式会社スタッフ・エム
１　決定年月日　平成24年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第６５号
愛媛県今治市四村52番地１
破産者　株式会社葵商会
１　決定年月日　平成24年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所今治支部

平成２３年（フ）第２９９０号
神奈川県大和市下鶴間２丁目11番10号
破産者　株式会社フーズ・アイ
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２号
福井県敦賀市中央町２丁目16番38号
破産者　有限会社みの助
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２３年（フ）第１４６号
長野県千曲市上山田温泉１丁目59番地１
破産者　有限会社小石の湯
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第６１５号
岐阜市早田1902番地６
破産者　奥村　光世
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１２１３号
京都市右京区西京極東大丸町61番地13
破産者　有限会社ブーン
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
兵庫県明石市大久保町西島661番地の１
破産者　有限会社かつなみ
１　決定年月日　平成24年５月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３号
新潟市中央区南長潟２番19号　マキハウスＡ―２、前住所新潟市西区小新大通１丁目５番55号
破産者　伊藤　　淳
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１４号
新潟市中央区南長潟２番19号　マキハウスＡ―２、前住所新潟市西区小新大通１丁目５番55号
破産者　伊藤　茂美
１　決定年月日　平成24年４月27日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７０号
神奈川県平塚市豊原町19番24号　コーポ豊原101号
破産者　濵本多田夫
１　決定年月日　平成24年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０５号
静岡県熱海市緑ガ丘町14番５号　笹良ケ台市営住宅２棟404号
破産者　吉岡富士子
１　決定年月日　平成24年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
静岡県沼津市大手町２丁目４番16号
破産者　中嶋　　茂
１　決定年月日　平成24年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２８２号
愛知県豊田市梅坪町９丁目４番地５　フェスタ80―207号、前住所愛知県豊田市下林町７丁目24番地
破産者　中国料理元宮こと　小久保貞人
１　決定年月日　平成24年５月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係